

# 第 12 回教育委員会

平成 30 年 5 月 29 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第54号 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

議案 第 54 号

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

標題について、別紙案により大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会へ諮問  
します。

平成 30 年 月 日

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

委員長 様

大阪市教育委員会

教育長 山本 晋次

平成 31 年度使用中学校教科用図書の選定について（諮問）

標題について、理由を添えて諮問します。

（理由）

平成 31 年度使用中学校教科用図書について、新たに市立中学校（咲くやこの花中学校及び水都国際中学校含む）の「特別の教科 道徳」及び水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書の採択を行う必要がある。

教科用図書の採択を行うにあたっては、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことができる選定委員及び調査員により充実した調査研究がなされる必要がある。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、大阪市教育行政基本条例、大阪市立学校活性化条例及び大阪市教育振興基本計画に示された基本的な目標に基づいて調査研究を行うとともに、各教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にするなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう努めること。

なお、水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第 6 条により、平成 28 年度使用教科用図書の答申を踏まえつつ、水都国際中学校の特色を考慮して、新たに答申資料を作成すること。

## 平成 31 年度使用教科用図書の採択について

### 今年度の採択のポイント

#### ○小学校

前回の調査・研究及び新たな採択は平成 26 年度であり、今年度は 4 年に一度の新たな採択の年度である。

しかし、平成 32 年度より新学習指導要領が全面実施されるため、平成 31 年度には必ずすべての教科書の新たな採択を行う必要がある。

このことから、今年度は平成 26 年度の調査・研究を踏まえて前回と同一の教科書を採択し、4 年間使用した教科書をあと 1 年延長して使用することとする。

#### ○中学校

- ・今年度の新たな採択について

	市内 129 校	咲くやこの花中学校	水都国際中学校
「特別の教科 道徳」	○	○	○
「特別の教科 道徳」 以外の全教科			○

- ・「特別の教科 道徳」の教科用図書採択については、大阪市立学校教科用図書選定委員会の答申を参照し、教育委員会において採択する。
- ・採択手順は、基本的に昨年度行われた小学校「特別の教科 道徳」と同じ手順で行う。
- ・水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の採択については、原則的に平成 28 年度使用教科用図書の答申を踏まえ、水都国際中学校の特色を取り入れた調査研究を行う。
- ・教科用図書選定委員会が設置する学校調査会に関して、水都国際中学校における学校調査会は、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員で組織する。

#### ○高等学校

- ・水都国際高等学校を含め、21 校で採択を行う。
- ・昨年度と同じ採択の手順で行う。
- ・大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱第 4 条に「ただし、水都国際高等学校においては教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会（以下「準備委員会」という。）の構成員で組織する。」、第 5 条に「ただし、水都国際高等学校における委員長は、準備委員会の委員長とする。準備委員会の委員長に事故があるとき、または第 4 条第 2 項に該当するときは、教育委員会が指定する者とする。」との文言を追加する。(4/24 付)